

○厚生労働省令第四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二十七（略）</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九 N―（一）アミノ―三・三―ジメチル―（一）オキソブタン―（二）イル―（一）ブチル―（一）H―インダゾール―（三）カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一～六十一（略）</p> <p>六十二（略）</p>	<p><b>第一条</b> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇二十七（略）</p> <p>二十八 N―（一）アミノ―三・三―ジメチル―（一）オキソブタン―（二）イル―（一）（シクロヘキシルメチル）―（一）H―インドール―（三）カルボキサミド及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>二十九 N―（一）アミノ―三・三―ジメチル―（一）オキソブタン―（二）イル―（一）（五―フルオロベンチル）―（一）H―インダゾール―（三）カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十～六十（略）</p> <p>六十一（一）（四）エチルフェニル―N―（二）メトキシベンジルプロパン―（二）アミン及びその塩類</p>

<p>六十三 エチル<sub>II</sub>ニ―(四―フルオロフェニル)―ニ―(ヒペリジン<sub>II</sub>ニ―イル)アセテート及びその塩類</p> <p>六十四 (略)</p> <p>六十五<sub>〜</sub>六十九 (略)</p> <p>七十 (略)</p> <p>七十一 三―ニ―[エチル(プロピル)アミノ]エチル―H―インドール―四―イル<sub>II</sub>アセテート及びその塩類</p> <p>七十二 (略)</p> <p>七十三<sub>〜</sub>七十五 (略)</p> <p>七十六 (略)</p> <p>七十七 一―[ニ―(三―フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類</p> <p>七十八 (略)</p> <p>七十九<sub>〜</sub>二百九十八 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>六十二 N―エチル―ニ―(ニ―フルオロフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p> <p>六十三<sub>〜</sub>六十七 (略)</p> <p>六十八 エチル<sub>II</sub>ニ―[ニ―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド]―三―メチルブタノアト及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>六十九 N―エチル―N―[ニ―(五―メトキシ―H―インドール―三―イル)エチル]プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p> <p>七十<sub>〜</sub>七十二 (略)</p> <p>七十三 一―(四―フルオロフェニル)―ニ―(イソプロピルアミノ)ペンタン―ニ―オン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>七十四 一―(四―フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩類</p> <p>七十五<sub>〜</sub>二百九十四 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正

第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚生労働省令第十五号)第十四条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改める。